

【人権教育をめぐる動向】その5

「人権教育・啓発推進法」の制定から

「人権教育の指導方法等の在り方について」の公表まで

今回は、国内で初めて「人権教育・人権啓発」を冠とした法律が制定され、それに基づく基本計画、そして「人権教育の指導方法等の在り方について」が公表された流れについて紹介します。

地域改善対策協議会意見具申（平成8年）

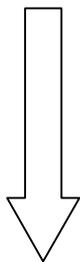
「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。」

人権擁護推進審議会答申（平成11年）

「我が国が、世界の人権擁護推進に寄与し、国際社会で名誉ある地位を得るためにも・・・課題を早急に解決していく必要がある。」

人権教育及び人権啓発の
推進に関する法律

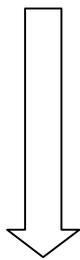
平成12年12月施行



- 先回紹介した「人権教育のための国連十年」等国际的な動きに影響を受け、また「地域改善対策協議会意見具申」「人権擁護推進審議会答申」を踏まえ、制定された。
- 「人権教育・人権啓発」を冠につけた国内初の法律であり、人権教育を推進していく根拠法である。
- 第2条には「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と記されている。
- 第7条には「人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」と記されている。

人権教育・啓発に関する
基本計画

平成14年3月策定



<基本計画の中に次のような記述がある。>

- 学校教育における人権教育の現状
「教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚は十分に身につけていないなど指導方法の問題・・・等の問題が指摘されている。」
- 学校における人権教育の推進方策
「学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく。」

「人権教育の指導方法等の在り方について[第1次とりまとめ]」（平成16年3月）

「人権教育の指導方法等の在り方について[第2次とりまとめ]」（平成18年1月）

「人権教育の指導方法等の在り方について[第3次とりまとめ]」（平成20年4月）